

履修免除試験問題（行政法）講評

【出題意図】

本問は行政手続に関する問題である。行政手続法の定めの一部を適用除外とする個別法を素材としているが、行政手続に関する基本的理解を問う問題である。教科書に書かれている内容につき、意味を理解した上で頭に入れているかを問うため、このような出題とした。

【採点のポイント】

問（１）については、本件処分が90日間の運転免許停止処分であるから、行政手続法第三章が適用されるとすれば、同法13条1項により聴聞が義務付けられず、原則として弁明の機会の付与にとどまるどころ、道路交通法113条の2の定めにより行政手続法上の意見聴取手続の規定は適用されず、道路交通法104条の特別の定めにより公開による意見の聴取が求められる点を指摘する必要がある。行政手続法における聴聞と弁明の機会の付与の違いを理解しているか、それぞれの手続がとられる場合を区別できているかを問うている。

また、行政手続法上の聴聞は公開を義務付けられていないのに対し、道路交通法104条は公開による意見の聴取を定めるなど、行政手続法以上に厳格な意見聴取手続がとられている点を指摘する必要がある。行政手続法の具体的な条文を参照しながら、個別法の定めと比較して両者の違いを見出すことができるかを問うている。

問（２）については、手続の瑕疵が処分の取消事由となるか否かという論点につき、判断基準を示した上で、その判断基準にしたがって具体的な事案の検討を行うことを求めている。判断基準については行政手続法上の意見聴取手続の規定が適用されない点に留意する必要がある、また、一般的な判断基準を示すだけでなく、具体的な事案の検討において事実を指摘して結論を導くことが必要である。

【講評】

本問は行政手続の基本的な問題であるが、行政手続法ではなく個別法の手続規定を素材としたため、行政法総論の基本的な内容を正確に理解している者にとっては比較的解答が容易な問題であったと思われるが、教科書や授業の内容を表面的に理解しているレベルにとどまる者は解答が難しかったかもしれない。

問（１）については、行政手続法の個々の条文を全て正確に理解している必要はないが、同法の基本構造は頭に入れておくべきであり、聴聞と弁明の機会の付与の違いを具体的に理解していなければ試験時間内に解答を導くことは難しいだろう。

問（２）についても、行政手続法上の手続違反について一般的な解答パターンを暗記しているだけでは十分でなく、論点の意味を理解した上で、どのような手続の瑕疵であっても自分の頭で考えて検討することが重要である。判断基準として一般的な解答パターンにしたがった記述（「行政手続法上の瑕疵は…」）をした上で、具体的な検討においてはそれと異なる判断基準（個人タクシー最判の判断基準）によって検討している答案が少なくなかった。意見聴取手続の瑕疵であるのに、理由提示の趣旨を述べる答案も目立った。

なお問（１）において、本件処分が運転免許取消処分であると誤解している答案、また、問（２）において、本問の事案について具体的な検討を行っていない答案が散見されたが、事例問題においては事案を正確に把握することが極めて重要であり、この点を肝に銘じて法科大学院での学修に臨んで欲しい。